



総合補償制度「Will」事故例

期間：2024年4月1日～2025年3月31日

教職員用

2026年度版

感染

国内24時間の感染見舞金

感染症名に応じてお支払いします。

教職員本人の感染症罹患に対する補償

教職員本人が加入期間中に「2026年度「Will」補償対象となる感染症名一覧」に記載された感染症と診断された場合に、入院・通院・自宅待機・日数を問わず(新型コロナウイルスは入院のみ補償対象)以下の感染見舞金をお支払いします。なお、ご請求は「感染見舞金報告書兼請求書」とは別に以下の書類が必要となります。

①1類～3類の感染症と診断された場合

<見舞金> 一律 30,000円
<必要書類> 診断書+診療明細付き領収書

例 咳が止まらず病院を受診。
結核と診断され入院した。

お見舞金 30,000円

②4類～5類の感染症^{*1}・疥癬と診断された場合

<見舞金> 一律 7,000円
<必要書類> 診断書+診療明細付き領収書

例 実習先で嘔吐と下痢の症状がある患者さんのお世話をした。後日自身も同様の症状が出て病院を受診し、感染性胃腸炎と診断された。

お見舞金 7,000円

③インフルエンザと診断された場合

<見舞金> 一律 5,000円
<必要書類> a.調剤明細書(またはお薬手帳)^{*2}+診療明細付き領収書
aまたはb b.陽性判定の検査結果表+診療明細付き領収書

例 学内でインフルエンザが流行しており、自身も発熱しインフルエンザと診断された。

お見舞金 5,000円

④新型コロナウイルスと診断され入院した場合

<見舞金> 一律 10,000円
<必要書類^{*3}> a.退院証明書
aまたはb. b.診断書+診療明細付き領収書

例 発熱と喉の痛みがあり受診。検査したところ新型コロナウイルスと診断され入院となった。

お見舞金 10,000円

*1 インフルエンザ、新型コロナウイルスを除く *2 抗インフルエンザ薬の処方が確認できるもの
*3 診断名(新型コロナウイルス感染症)と入院期間が確認できるもの

■ 2026年度「Will」補償対象となる感染症名一覧

1.「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」[同施行令][同施行規則]に定める1類から5類の感染症のうち、当会が認める感染症

分類	感染症名
1類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核 ^{*1} 、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
3類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムボックス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
5類感染症	【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)

2. 一般社団法人日本看護学校協議会共済会が指定する感染症

疥癬

*1 潜在性結核は対象外

患者さん等への二次感染事故への補償

実習指導教員が起こした二次感染事故では、因果関係が証明できない場合は実習指導教員に法的な賠償責任は通常生じません。

ただ、実習指導教員には、ご自身の健康管理を万全にするなど善管注意義務をもって実習指導に臨むことが必要不可欠と考えられます(道義上の責任)。それでも、実習指導中に感染症を発症した場合は、二次感染の恐れが生じるため、速やかに実習受け入れ施設は感染拡大防止のための措置をしなければなりません。当会では、そのためにかかる費用を臨地実習施設の経済的損失として補償し、実習指導教員が起こした感染事故に起因して実習指導教員が負うべき責任はメディカル少額短期保険(株)(300万円限度)、養成施設が負うべき管理上の責任はメディカル少額短期保険(株)(100万円限度)と共済制度(10万円限度)により対応いたします。

患者さん等への二次感染事故で想定される経済的損失への補償

教職員個人に責任が生じた場合 1事故300万円限度 (免責金額なし) 引受：メディカル少額短期保険	養成施設に責任が生じた場合 1事故100万円限度 (免責金額なし) 引受：メディカル少額短期保険	二次感染事故に対するその他の補償 1事故10万円限度 (免責金額なし) 引受：共済制度
●濃厚接触者の検査・治療費用等 ・検査で実費が生じた場合の費用 ・濃厚接触者の検査所までの交通費・搬送代・お見舞品代 ・濃厚接触者が感染した場合の治療費・入院費の実費分 ●消毒費用(当該職員の滞在が明確な場合に限る) ●二次感染事故により生じた損害へのお詫び費用 (お詫び品代や休業費用含む)	等	●病院・介護施設・在宅看護ステーション等で、実習指導者と濃厚接触したスタッフの自宅待機に伴う、臨時スタッフの補充費用の一部 ●患者さん等の濃厚接触者が検査等で入院が長期化(他の疾病の手術ができない場合等)した時の、延長した入院費用の一部

■ 二次感染 事故例	保険金
新型コロナウイルス 朝から喉の痛みや鼻水がとまらないといった症状があったが、花粉症の症状だと思い実習に行き一日過ごした。夜に38.3℃まで発熱し、体中に痛みが出たため、翌日病院で抗原検査を受けたところ新型コロナウイルス感染症陽性という結果だった。実習中に接触のあった4名が連鎖的に陽性となり、合計5日間診療所が休診となってしまった。	681,963円
インフルエンザ 実習開始時に嘔声の症状があったがそのまま実習に入った。お昼になると発熱の症状があらわれたため抗原検査の結果、新型コロナウイルス感染症陽性となった。実習中に関わった患者さん2名に各2回のPCR検査を実施したが結果は陰性であった。迷惑をおかけしたので施設と患者さん2名の合計3つの菓子折りを購入し、お渡しした。	115,470円
マイコプラズマ肺炎 臨地実習終了日、インフルエンザに感染していることがわかり、医師の指示により実習施設の利用者ならびスタッフに薬の予防投与をした。投与は利用者46名、職員46名の92名分になった。	300,617円
百日咳 臨地実習中にインフルエンザを発症してしまったため、濃厚接触した看護師と患者さんの2名に対し、タミフルを予防投与した。また、ご迷惑をおかけしたお詫びとして菓子折りを購入し、病院にお渡しした。	10,596円
マイコプラズマ肺炎 臨地実習中に、マイコプラズマ肺炎と診断され実習病院へ報告した。受け持ち患者さんは施設へ退院の予定であったが、この結果を受け、予防のため入院期間が18日間延長された。(感染しているかどうか不明なため)この延長によりかかった入院費用を補償した。	28,070円
百日咳 学生が百日咳に罹患していることを知らず、患者さんと接触をしてしまった。患者さんに症状は出ていないが、予防のために患者さんが薬を3日間で内服した。	1,380円
水痘 どこで感染したか不明だが、学生が水痘に罹患した。病院実習中であり、濃厚接触者3名(指導者1名、患者2名)に水痘ワクチンを接種した。	17,280円
疥癬 学生が、実習病院での実習終了後、疥癬に罹患していることを知らずに、次の実習病院で実習を行った。次の病院実習中に症状が出現し、受診したところ疥癬と診断された。受け持ち患者さんは3人部屋で入院していた。その患者3名、スタッフ23名を対象に薬を投与した。	20,304円

※教職員に起因した新型コロナウイルスの二次感染事故の報告はありませんでした。
参考までに学生に起因した二次感染事故例を掲載します。

■ 実習先で発生した感染以外の経済的損失 事故例	保険金
環境整備で床頭台を拭いている際に、意図せず冷蔵庫の使用決定ボタンを押してしまい、患者さんのテレビカード残高を減らしてしまった。	210円
実習施設で借りていた学生用のロッカーの鍵を閉めたまま紛失してしまった。スベアキーがなく開けられないため鍵屋に依頼して解錠費用を支払った。	13,200円

■ 針刺し等傷害を伴う感染や飛沫・曝露等の感染 支払例	見舞金
インスリン注射を行った患者さんの使用済の針を誤って自分の中指に刺してしまっ た。感染の可能性があるため検査を行った。	8,670円
分娩介助見学中、新生児の臍帯を切断した際に臍帯血が飛び、左目粘膜に曝露。病院 のマニュアルに従い、流水で5分洗い流し、採血による検査を受けた。	35,560円
実習指導中、学生が新型コロナウイルス感染症に罹っていたことがわかった。濃厚接 触をしていたため、PCR検査を受けた。	5,500円



事前のワクチン接種について

- Q 実習指導へ行く前に、感染の恐れがある感染症の検査・予防措置・抗体価検査・ワクチン接種等を行います。この費用は補償の対象になりますか？
- A 補償の対象になりません。Willが補償する検査・予防措置費用は、実習指導中に実習先の保菌者からの感染の恐れが生じた場合の感染事故に限られます。
したがって、実習参加前の検査・予防措置に要した費用は補償の対象になりません。

■ 賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金 支払例	見舞金
実習先の交流会でバレーボールの試合を行っていた際、スパイクを打ったところ、参加していた施設利用者さんのかけていた眼鏡に当たり、破損させてしまった。 ※スポーツ中の対人・対物事故は損害保険対象外	20,000円
実習先の大掃除の一環で自走式の芝刈り機を使用し、庭の芝の長さを整えていたところ、誤って段差で落下させてしまっ て破損し、修理が必要になった。 ※タイヤ部分の動力が人力でない芝刈り機は施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険・個人賠償責任保険対象外	18,000円

■ 食中毒見舞金 支払例	見舞金
学校主導のボランティア活動の際に昼食として学校が配った弁当を食べた学生が食中毒となった。昼食用の弁当を まとめて購入した教員による弁当の保管状態が原因だったため、仕出し業者に責任はなく医療費は学生と教職 員の負担となった。	96,800円 (学生と教職員30名分の医療費)

■ 臨地実習指導中や学校管理下における予期せぬ損害に対する見舞金 支払例	見舞金
患者さんに善意で肩のマッサージをされた。痛かったのですがすぐにやめてもらったが、2日位後から左肩が腫れた ため受診した。※賠償請求になじまないため、共済対応。	19,900円
実習指導で学生が担当した患者さんに付いていた猫の毛によってアレルギー性皮膚炎 を発症し、病院で治療を受けた。今まで猫アレルギーがあることは知らなかった。※初回 の医療費実費対応。	2,240円
施設スタッフの方が振り向いた際に私の眼鏡に施設スタッフの腕が当たり床に落下し、 破損してしまった。※修理費を施設スタッフに請求することが難しいため共済対応。	8,532円
実習先が指定した駐輪場に施錠をして自分の自転車をとめていた。実習が終わり帰ろう と駐輪場に行ったところ盗まれてなくなっていた。 ※自身の物は賠償責任保険対象外。	9,872円



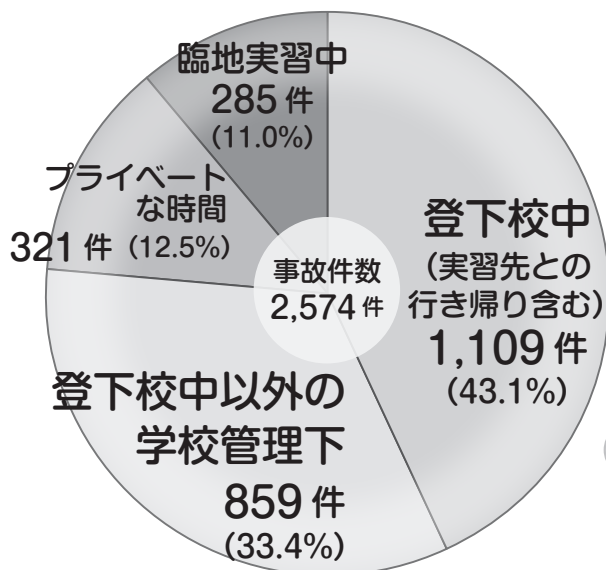
■ 疾病による死亡や自殺等、傷害保険の支払い対象とならない死亡に対する見舞金 支払例	見舞金
患っていた持病が悪化し、亡くなった。	100,000円

傷害

教職員本人のケガの補償

< 補償内容 > 入・通院保険金(免責日数なし)、手術保険金、死亡・後遺障害保険金

■ 傷害事故の内訳(学生・教職員合算)



例えば

$$\text{通院保険金日額 (3,000円)} \times \text{通院日数 (4日間)} = \text{お支払い金額 (12,000円)}$$

■ 通院日数別 支払件数(学生・教職員合算)

日数	件数	日数	件数
1	560	9	45
2	255	10	47
3	192	11	27
4	153	12	32
5	132	13	19
6	103	14	32
7	61	15	27
8	55	16～	600

「Will」の傷害保険は、免責日数が無く、通院1日目から補償されます。また1日～4日間位の通院(上表参照)のご請求が圧倒的に多いため、通院日額を高く設定し、短い通院期間でも手厚い補償を受けられるところが特長です。

■ 学校内での傷害 事故例

保険金

体育の授業中に吐き気、頭痛などの症状が出現。その後も症状が続いたため早退して病院を受診。熱中症と診断された。

3,000円

お昼休みにカップラーメンにお湯を注いでいた際に、よそ見をしてしまい誤ってお湯をかけてしまい、左手を火傷してしまった。

3,000円

学校の階段を降りているときに7段目から落ち、左足の靱帯を損傷した。

288,000円

部活のバレーボール指導中、相手のスパイクをブロックした後に着地した際、右足首を捻り、骨挫傷となった。

105,000円

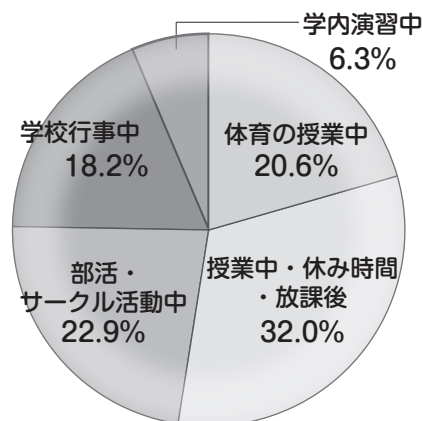
演習中で足浴の患者役をしている際、看護師役がつくったお湯の温度が高く、右足を火傷した。

3,000円

学校の大掃除中に草むしりをした後に両手両足に赤い斑点と痛みが出て広がった。病院を受診したところ毛虫に刺された虫刺症と診断された。

3,000円

学校内での傷害事故(859件)の内訳(学生・教職員合算)



対象とならないケガ

Q 日焼けで皮膚科を受診しました。傷害保険金は受け取れますか？

ケガの補償は「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを補償対象としています。したがって、日焼けのように「急激でない」場合は、補償の対象外となります。

A <ケガに対する補償の対象とならない例>

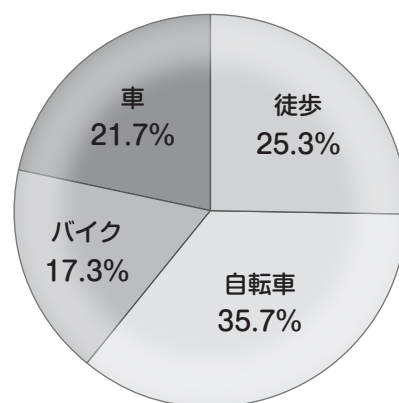
靴擦れ・しもやけ・腱鞘炎・筋肉痛・単なる腰痛・疲労骨折・椎間板ヘルニア(外傷性でないもの)・テニス肘・職業病・各種アレルギー等(ただし、2026年度から熱中症は補償対象となります。)

■ 実習指導中の傷害 事故例	保険金
救急車内での心肺蘇生法の実技演習指導中、車が急ブレーキをかけた際に転倒し、車載の酸素ボンベに頭をぶつけた。頭部打撲。	6,000円
患者さんの昼食時、食前薬を飲まずに食事を行おうとお椀を口にもっていったので慌てて止めようとして、咄嗟に手を出したため、左手指を咬まれてしまった。左第二指咬傷。	9,000円
在宅の実習指導中に利用者の家で蜂に刺された。右足虫刺症。	6,000円
病棟への移動中、雨にぬれていた階段で滑って転倒し、右足の小指を骨折した。	6,000円
患者さんが転倒しそうになったため、とっさに支えようと右手を出した際に肩を痛めた。肩部筋挫傷。	54,000円
実習指導中、患者さんを車椅子からベッドに移乗する際に捻ってしまい腰部を痛めた。腰椎捻挫。	99,000円
ミニプログラムの時間に患者さんと卓球をしていたところ、卓球台の角に手を強くぶつけてしまいケガをした。右手第一指骨折。	42,000円
学生と一緒にシーツ交換を実施中、シーツに巻き込まれて指を捻り、伸展ができなくなった。左中指腱断裂。	90,000円
患者さんがエプロンを落としたため、声をかけて拾おうとした際、患者さんが椅子を引き、右眼に患者さんの肘がぶつかってしまった。数分して痛みはなくなったが違和感があったため眼科を受診した。右眼球打撲。	3,000円
実習先病院にて分娩台のキャスターに右足を轢かれ、神経損傷となった。	270,000円



■ 通勤中・実習先との行き帰りの傷害 事故例	保険金
通勤中、舗装工事中の道路につまづき転倒し、路上にあった突起物が刺さった。病院を受診し、洗浄、破傷風のワクチン等の治療を行った。左下腿挫減創。	54,000円
実習先から学校に戻る途中、横断歩道を歩行している際に右折車と衝突した。背中から地面に落ち、強い衝撃を受けた。胸椎圧迫骨折。	556,500円
自転車で実習先に移動中、バッグが車輪に挟まってそのまま転倒した。打撲・裂創。	9,000円
実習病院へ小雨でぬれた道路を自転車で走行中、石に躓き転倒した。左あばら骨を一本骨折、右手中指も骨折した。	21,000円
通勤中、信号のない横断歩道を渡っていたときに左側から来た車にはねられて自転車ごと転倒した。頸椎捻挫、左足靭帯損傷、両腕擦過傷。	270,000円
通勤中、バイクのタイヤが道路の溝にはまってしまい体ごと横転した。左手第五指、左肘、右手第二指挫減創。	12,000円
原付バイクで退勤中、赤信号で停止していたところ、ワンボックスカーに追突され道路に叩き付けられた。脇腹、背中、右肩、足の打撲。	270,000円
バスで通勤中、急ブレーキをかけられて転倒した。後頭部と右肘をぶつけ、吊り革につかまっていたため、左手が引っ張られ左肩の筋を痛めた。頭部・右腕打撲、左肩筋挫傷。	6,000円
退勤中、車で道路を直進していたところ、タクシーが左側の駐車場から突然出てきてぶつかり、頸椎捻挫となった。	270,000円
朝、通勤のため車で走行中、前方の車が右折するため急停車したため急ブレーキをかけたところ、後方の車に追突され、三台の玉突き事故となった。頸部・肩・左上下肢外傷性頸部症候群。	476,600円

登下校・実習先との行き帰りでの事故
(1,109件)の内訳 (学生・教職員合算)



自己負担がない場合

Q 医療費の自己負担が発生しない場合でも、傷害保険金は受け取れますか？

A

医療費を負担しているか否かに関わらず、ケガをして入・通院されていれば傷害保険金は受け取れます。
<お問い合わせの多い事例(いずれも傷害保険金の対象です)>

自動車事故で、相手側が医療費を負担する場合・労災が適用された場合・他の傷害保険に加入している場合などで医療費の負担がない場合 等

賠償

賠償

第三者に対する賠償責任への補償

< 補償内容 > ・個人賠償責任 1事故1億円限度
・施設賠償責任 1事故1億円限度
・受託者賠償責任 1事故・保険期間中1,000万円限度(免責金額なし)

■ 実習指導中の対人賠償 事故例

保険金

実習指導中、患者さんを椅子へ移動させ座らせた際、支えてあげなければいけなかったのに手を離してしまった。そのため、患者さんは坐位保持できずに転倒してしまい、左側頭部に血腫ができ、左胸も痛めてしまった。

340,000円

介助が必要な患者さんを車椅子からベッド上に移動させようとした際、誤って足を後ろに強く引っ張ってしまった。患者さんが痛みを訴えられ、腫れもみられたので、検査をしたところ骨折の診断が出た。

151,650円

実習指導中、車イスを押して患者さんとエレベーターに乗車した際、エレベーターが狭く患者さんの足をぶつけてケガをさせてしまった。

86,000円

実習指導中、患者さんを車椅子からベッドへ移動する際、患者さんの下腿を車椅子に当ててしまい、表皮剥離を起こし出血してしまった。医師が診察し縫合となった。

9,364円



■ 学校内での対人賠償 事故例

保険金



教室から出て行こうとしていた学生を引きとめようと後ろから肩に手をかけた際、私がつまづき、転倒。学生を引っ張る形になってしまい、学生も転倒してしまった。学生の足の靭帯を損傷させた。

441,000円

学校の廊下の掲示板を見ていた際、周囲を確認せずに後退したところ、三者面談に来ていた保護者にぶつかり、転倒させて肩を骨折させてしまった。

185,700円

更衣室から出ようとした際に、出口のカーテンの後ろに人がいることに気づかず、自分の頭部と相手の前歯が衝突した。相手の歯が一本折れてしまった。

90,990円

■ 移動中に起こった対人賠償 事故例

保険金

自転車で歩道を直進中、ポケットの中のスマートフォンが落ちそうになった。それを直すため気を取られ、信号待ちの自転車に気づかずに衝突し、相手が倒れて、足を骨折させてしまった。(示談交渉サービス利用)

701,900円

駅構内の下りエスカレーターに乗っていた際、持っていたスーツケースが滑り落ち、エスカレーターの下側を歩いていた人にぶつかり転倒させ、右手首の骨二ヶ所にひびが入ってしまった。(示談交渉サービス利用)

529,500円

パン屋で商品を選び、振り返ろうとしたところ、真後ろにいた高齢女性とぶつかってしまい、バランスを崩し転倒してしまった。左下肢の痛みを訴え、上体を起こすことが不可能だったため、救急搬送となった。診断の結果、大腿骨骨折で入院となった。

2,492,048円

※事故状況によって過失相殺が適用される場合があります。

移動中の対人・対物事故に対する補償について

- エンジン付きの車両(自動車、バイク等)を運転中の賠償事故については、自賠責保険や自動車等の任意保険での補償になるため、Willでは補償対象外です。事故発生時にはご契約の自動車やバイクの保険会社へ、ご連絡をお願いします。
- ご自身のケガについては、Willの傷害保険金と自動車等の任意保険の傷害保険金を重複して受け取ることが可能です。

■ 実習指導中の対物賠償 事故例

保険金

足浴の援助指導後、湯温計を病院に返却しようとしたところ、紛失していることに気づいた。心当たりがあるところを探したが見つからなかった。

935円

患者に清拭の介助をする際、安全確認を怠り、ベッド上に置かれていた眼鏡が患者の下敷きとなり、患者にけがはなかったが眼鏡が破損した。

23,650円

実習指導中、患者に行う足浴の際に学生を援助しようとしたところ、首にかけていた実習先病院のPHSを足浴用のバケツへ落としてしまい水没させて壊してしまった。

17,820円

実習控室の机の上に設置されているL型パーテーションをカバンを置いた際に誤って押し出してしまう、床に落下させて破損させてしまった。

21,780円

実習先のストレッチャーの高さを上げようとしたところ誤った方向にハンドルを回してしまい、高さ調整ができない状態になってしまった。

31,900円

病院の更衣室にて靴下をはいている際、バランスを崩し、勢いで膝が壁に衝突し、壁に穴をあけて破損させてしまった。

72,360円

■ 学校内の対物賠償 事故例	保険金
学内の母性看護学講義で使用した胎児模型を袋に入れ、収納場所の戸棚にしまおうとした際に、手から滑り床に落としてしまい破損した。	27,500円
研究のため学校から借りた顕微鏡の片づけ中、しっかり固定していなかったため接眼レンズ部分が落下し、破損させてしまった。	70,066円
授業で使用していたワイヤレスマイクを机においた際、不注意で転がっていき床に落としてしまった。部品が壊れてしまったので修理をした。	23,100円
授業に使用するため学校から借りたプロジェクターを片付ける際に、入っているバッグのフタを閉め忘れてそのまま持ち上げたところ、床に落下し破損させてしまった。	132,470円
学生への指導で使用するために借りていた参考書をどこかで紛失してしまった。思いつくところを全て探したが見つからなかった。	4,320円
学校の更衣室で着替え中、白衣の袖がロッカーの鏡に引っかかり、落下して破損させてしまった。	1,870円

■ 移動中の対物賠償 事故例	保険金
自転車運転中、路上に停車していたトラックを避けたところ、前方からきた車と正面衝突した。過失割合分の車の修理費を請求された。(示談交渉サービス利用)	948,823円
自転車で走行中、こちらが赤信号であったが信号を見ずに交差点に進入したため、直進してきた自動車と接触してしまった。お互いに速度があまり出ていなかったため、ケガはなかったが相手の車両に傷がついてしまった。	534,600円
駐輪していた自分の自転車に荷物を載せようとしたところ、バランスを崩して自転車が倒れ、隣にとめてあったバイクにぶつかり、バイクの一部を破損してしまった。(示談交渉サービス利用)	90,880円

■ 鍵の紛失による錠交換費用補償 事故例	保険金
実習先病院の控室に入るためのカードキーをどこかで落としてしまい、紛失してしまった。探しても見つからないため再作成し、防犯のためプログラムの書き換えも行った。	1,620円
学校の個人ロッカーに鍵をかけた後、鍵をどこかで紛失した。防犯のためシリンダーごと交換となった。	8,800円

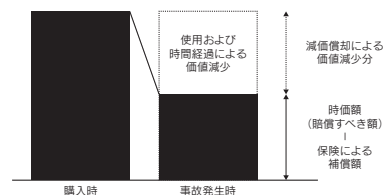
お支払いする保険金の算定基準

対物事故における賠償責任は、原則として原状復帰です。
これに則り、お支払いする保険金は次の基準により算出されます。

a. 分損(修理可能)の場合	お支払いする保険金＝修理費と時価額(減価償却後)を比べて金額の低い方
b. 全損(修理不能)の場合	お支払いする保険金＝再調達価額(同一の物を購入)と時価額を比べて金額の低い方

減価償却について

対物事故の場合の賠償する金額は、当該物品の価格から使用や時の経過によって生じる価値の減少分を控除(減価償却)した額(＝時価額)が限度となります。
法律上、新品の価格を賠償する必要はありません。



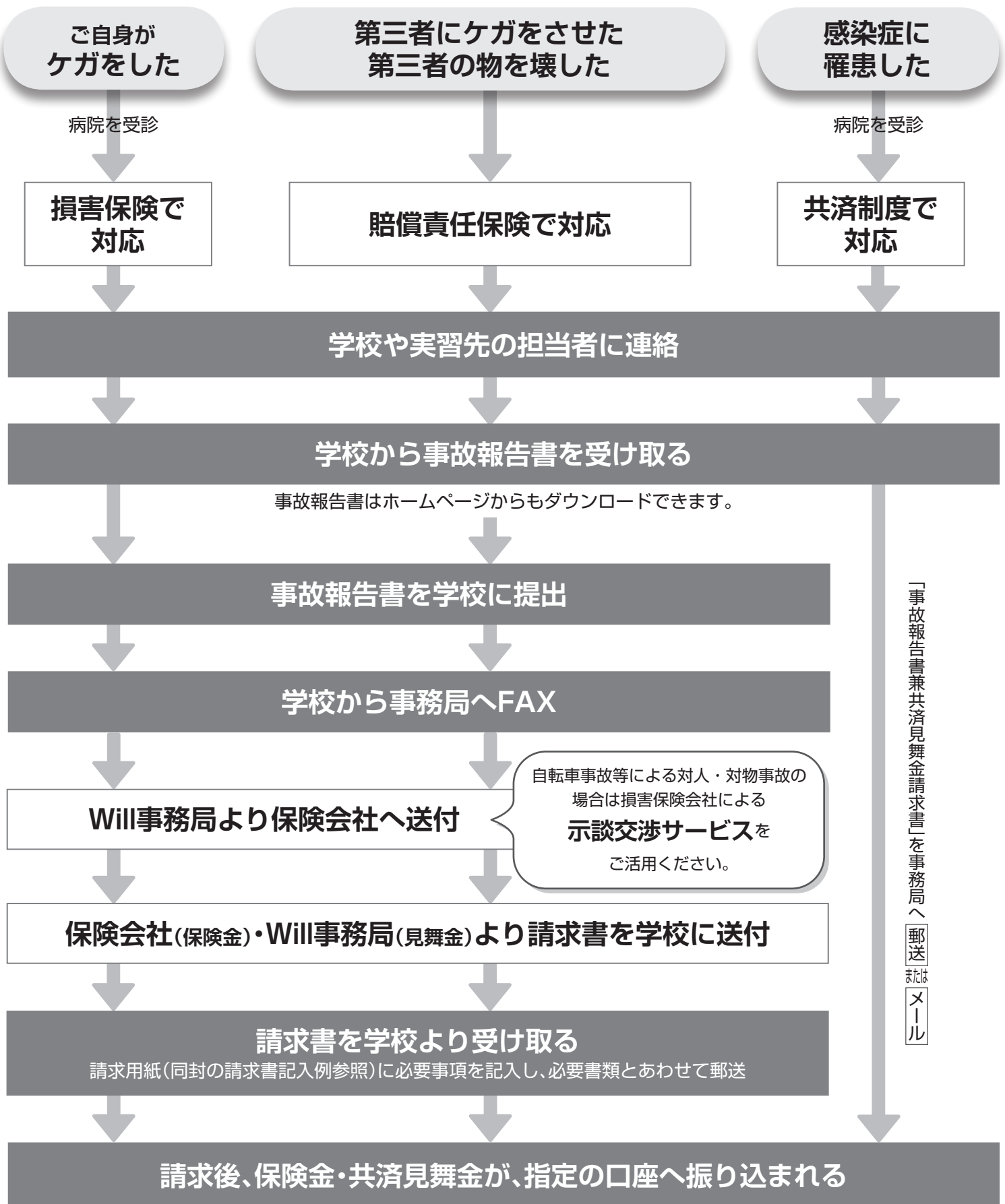
職業賠償

勤務中に教職員個人が賠償責任を負った場合の補償

< 補償内容 > 1事故300万円限度

■ 勤務中の対人賠償 事故例		保険金
弁護士相談費用	体育の授業中、学生が体調不良を訴えたが、大したことないと判断し、継続させてしまった。その後、病院にて運動後急性腎不全と診断され、先生の指導が悪かったのではないかとクレームを受けた。訴えられる心配があったので、弁護士に相談した。	100,000円
経済的損失	学習管理システムの講義用コードを誤って削除してしまい、データ復旧作業を管理会社に依頼した。	110,000円
人格権侵害	学内の実技指導で一人の学生が再履修になった。その評価に納得がいけないとその学生が抗議し、学生側は再履修の指導ときつい指導によりうつ状態となり、心療内科にかかったと主張。パワハラメントがあったとして、慰謝料として100万円を請求された。	300,000円

事故発生から保険金(共済見舞金)請求までの流れ



Will事務局

携帯・PHSからご利用いただけます

0120-863755

9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

ハロー ミナ ゴーゴー



ホームページ